

令和元年度 長野県
障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修対応
相談支援従事者初任者研修講義部分
募 集 要 項

(必ず全てお読みください。)

弊協会は、「指定障害福祉サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定める者」(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号)に規定するサービス管理責任者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

本研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の、相談支援従事者初任者研修講義部分の研修になります。

サービス管理責任者等基礎研修及びサービス管理責任者等実践研修(※)と併せて受講、修了することが、サービス管理責任者等となる要件の一つとなります。

下記内容にご留意いただいた上で、お申し込みください。

尚、標記研修の後に実施される今年度のサービス管理責任者等基礎研修の予定は、令和元年9月中旬頃ホームページにアップしますので、そちらをご覧ください。

(※)サービス管理責任者等実践研修は令和3年度より実施予定です。それまでの「みなし制度」につきましては、管轄行政担当部署へお問い合わせください。

⑨ 相談支援従事者初任者研修を修了した方、過去にサービス管理責任者等研修を修了した方は、本研修を受講する必要はありません。

1. 目的

障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく事業の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者等の養成を図ることを目的とする。

2. 対象者

指定障害福祉サービス事業者等において、サービス管理責任者等として配置しようとする者

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を受講希望される方は、事前に

標記研修の「障がい者相談支援従事者初任者研修講義部分」、若しくは「障がい者相談支援従事者初任者研修」を修了する必要があります。尚、今年度の「障がい者相談支援従事者初任者研修」は申込が終了しておりますのでその旨ご了承ください。

※受講定員：300名（定員数になり次第締め切ります）

※(参考)下記の事業は、標記研修に該当しません。

- ・居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、重度障害者等包括支援

3. カリキュラム

◎相談支援従事者初任者研修講義部分（2日間）

障害者の地域支援と相談支援従事者の役割に関する講義	5時間
障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3時間
相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3時間

※当日の詳細な日程表は、研修初日に配付致します。

4. 開催日程

内容	日程		会場
サビ児管 相談初任 <u>講義部分</u>	9月5日(木)	9月6日(金)	松本市 浅間温泉 文化センター
	上記2日間の受講・修了が必須となります。		

※詳細は、受講決定通知書同封の留意事項に記載します。

5. 受講の申込み及び決定

下記の申込書を漏れなく記入の上、下記の方法でお申込みください。

- 令和元年度長野県障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修対応相談支援従事者初任者研修講義部分 申込書（様式第1号）

（研修案内通知に同封、若しくはホームページよりダウンロード）

※申込締切り 令和元年8月23日(金) 着厳守

上記期限までに、弊協会あてに、FAX・メール・郵送のいずれかでお申込みください。

申込専用 FAX：026-221-8760

申込専用 mail：moushikomi@bmail.plala.or.jp

お申込の際は、お間違えのないよう十分ご注意ください

尚、申込専用アドレスはお問い合わせには返信できませんのでご注意ください。また、添付ファイルは Excel か PDF に限らせていただき、その他のファイル形式はセキュリティの都合上、内容を確認せず破棄しますのでご了承ください。

※標記研修は長野県指定研修につき、原則として長野県内事業所に従事される方が受講対象となります。定員より多くお申し込みがあった場合は、県外からの申し込みの方からお断りする場合がありますので、その旨ご了承ください。

【 お問合せ先および郵送申込先 】

〒381-0026 長野県長野市松岡1丁目34-17

特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会 事務局

TEL：026-214-2105

FAX：026-221-8760

E-mail：nagano-soudan@amil.plala.or.jp（お申込みアドレスではありません）

受講可否通知書は後日、お申込みいただいた事業所へ郵送いたします。

※受講可否通知書の発送は、8月26日～8月28日頃を予定しております。

※8月30日(金)までに受講可否通知書が不達の場合、上記事務局までご連絡ください。

※申込時の不備や申込締め切り後に申し込まれた方は、受講できないことがありますのでご了承ください。

6. 受講料

- 令和元年度長野県障がい者サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者対応相談支援従事者初任者研修講義部分

非会員（一般）

¥12,000

正会員 ¥ 10, 000

団体賛助会員 ¥ 11, 000

但し、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者が負担してください。

7 受講料のお支払い方法

- 受講決定通知に、請求書を同封しますので、請求書の内容をご確認の上、指定の締め切り期日までに、指定の口座にお振り込みをお願いします。
- 振込手数料は、受講者負担となります。
- お振込み後、同封の「振込確認票」に必要事項を記入の上、明記されている送信先までFAX送信してください。
- 「振込確認票」の記載不備や送信がない場合、振り込み確認が遅れ、修了証の発送が大幅に遅れることがありますのでご注意ください。
- 会員受講料割引を希望される方は、送付する申込書に、入会時にお伝えしました会員番号(会員ID)をご記入ください。
- 令和元年度会費が未納の方は割引が適用されませんので、事務局までお問い合わせください。

8 キャンセルについて

キャンセルされる場合は、「受講申込書」もしくは「受講票」の余白にキャンセルの旨を記入し、FAXにて研修専用申込番号までご連絡をお願いいたします。

(研修専用申込・キャンセルFAX番号：026-221-8760)

尚、研修初日の前日（9月4日・水曜日）の正午までに上記の方法でご連絡いただければ、振込手数料を差し引き、受講料を返金させていただきますが、上記期日後および上記の連絡方法以外のキャンセルに関しましては、受講料の返金はできませんのでご了承ください。

9 修了証

- 後日、受講料を納付し、修了したと認められた者に対して修了証を交付します。
- 申込書の内容で修了証に氏名、生年月日を記載します。申込書は正確にご記入ください。

- 「振込確認票」とお振込み名義の照合確認が取れない場合、修了証発送が遅れることがありますので、「振込確認票」は正確にご記入ください。

10 その他

- (1) 理由の如何に関わらず、研修開始から15分以上遅刻した場合は欠席とし、修了証の発行はできませんのでご注意ください。
- (2) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと判断される者、研修の進行を妨害する者、研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者等は受講を取り消す場合があります。

※会場地図、カリキュラム、お振込先等は、受講決定通知書送付時に同封します。

※以上、要項をお読みいただき、全てご了承の上お申し込みください。

※ご注意！！

標記研修は、「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」に対応する、相談支援従事者初任者研修の講義部分のみのカリキュラムです。修了されても、相談支援専門員として従事できませんのでご注意ください。

「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」は9月中旬頃申込が開始となりますので、受講を希望される方は別途お申し込みください。

以上